

在宅医療・介護を行っている事業所のみなさんへ

在宅医療・介護連携に係る 情報通信機器購入費用を 補助します

最 大
3万円

円滑な医療及び介護の効率的かつ効果的な情報共有・連携を推進するため、情報共有ツール（バイタルリンク）を利用するための情報通信機器を購入する費用の一部を補助します。

《補助対象 ※下記①、②を全て満たす事業者》

- ① 加古川市内の在宅医療・介護を行っている事業所
（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、ヘルパー事業所、薬局、福祉施設など）
- ② 申請時点で情報共有ツール（一般社団法人加古川医師会が契約しているものに限る）に
未登録の事業者

対象となる 経費	バイタルリンクを利用できるタブレット端末や ノート型パソコン等の電子機器（本体付属品を含む）の 購入にかかる費用（消費税額及び地方消費税額を含む）	
補助率	補助対象経費の1／2	
補助金の額	上限3万円 ※1,000 円未満の端数がある場合は端数を切捨てた額とする ※補助金の交付は、1 事業所につき1 台分限り	

※補助金交付決定前の購入に係る費用は対象外です。

《申請方法》

1 窓口及び郵送の場合

下記の①～③の書類を高齢者支援課へ提出してください。

- ① 加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助金交付申請書
（様式第1号）
- ② バイタルリンク利用申込書・誓約書
- ③ 「バイタルリンク」利用職員名簿

2 オンライン申請の場合

右のQRコードを読み取り申請してください。



《申請期限》

令和8年1月31日（土）※郵送の場合は、当日消印有効

《申請後の流れ》

1 補助の交付決定

○申請書類を審査し、補助金交付・不交付決定通知書を送付します。

2 対象機器購入

○補助金交付決定後に対象機器を購入し、情報共有ツールを利用可能な状態にする。

3 実績報告書等の提出

○下記の①～④の書類を高齢者支援課へ提出してください。

① 加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助実績報告書
(様式第3号)

② 加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助金請求書兼
口座振替依頼書(様式第5号)

③ 情報通信機器購入の支払い確認書類(領収書、納品書)

④ 購入した情報通信機器において情報共有ツールが利用可能であることが
分かるもの(現物提示も可)

4 補助金額の確定・振り込み

○実績報告書等を審査し、補助金額を確定をします。

○申請者名義の指定口座へ振り込みます。



《実績報告書等提出期限》

令和8年3月31日(火) ※郵送の場合は、当日消印有効

申請書類は加古川市ホームページからも入手できます。

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibu/koreisha/koreishafukushi/zaitakukaigo/48331.html>



詳細はこちらから↑

《問合せ先》 加古川市役所 高齢者支援課 健やか長寿係

TEL 079-421-2044 / FAX 079-421-2063

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

■受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)